

## 地域包括支援センターの運営状況について

地域包括支援センターは、本市からの委託料と、指定介護予防支援事業者としての介護報酬により運営されている。

### 1 平成 27 年度における委託料

#### ア 基本委託料

配置すべき職員数により下記の予定金額を支払う。

3 人配置…16,575 千円(標準)／4 人配置…20,575 千円／2 人配置…12,060 千円

※物件費における消費税増税分が平成 26 年度委託料から増額している。

(参考:平成 26 年度)

3 人配置…16,500 千円／4 人配置…20,500 千円／2.5 人配置…14,000 千円／

2 人配置…12,000 千円

#### イ 実績加算分について

センターが実施した事業につき、実績加算として下記のとおり加算する。

○二次予防事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント加算分(1 人につき年 4 回上限)

・初回の介護予防ケアマネジメント:1 件当たり 7,400 円

・2 回目以降の介護予防ケアマネジメント:1 件当たり 4,300 円

○高齢者等実態把握調査加算分:1 件当たり 2,700 円

○介護予防教室加算分:1 回当たり 30,000 円(年 20 回上限)

○体制整備加算分

指定介護予防支援事業のケアプランを基準以上管理しているセンターを対象として、これらのセンターが職員の増員を行った場合には委託料を加算する。

◇各センターにおける指定介護予防支援事業の 1 月当たりケアプラン件数の基準を 105.0 件及び 175.0 件とする。

◇1 月当たり 105.0 件超 175.0 件以下のケアプランを取り扱うセンターは、3 人を超える職員の雇用を行う場合、1 月当たり 175.0 件超のケアプランを取り扱うセンターは、4 人を超える職員の雇用を行う場合に、その勤務形態に応じ表のとおり加算を行う。

※4 人配置、2 人配置のセンターは、それぞれ別途基準を設ける。

1月当たり ケアプラン件数	配置職員数	年間加算額	加算条件
105.0 件以下	該当なし		
105.0 件超 175.0 件以下	3.0 人超	①40 万円	非常勤職員 1 人を配置した場合
		②80 万円	・常勤職員 1 人を配置した場合 ・非常勤職員 2 人を配置した場合
		③120 万円	・常勤職員 1 人及び非常勤職員 1 人を配置 した場合 ・非常勤職員 3 人を配置した場合
		④160 万円	・常勤職員 2 人を配置した場合 ・常勤職員 1 人及び非常勤職員 2 人を配置 した場合 ・非常勤職員 4 人を配置した場合
175.0 件超	4.0 人超	①80 万円	非常勤職員 1 人を配置した場合
		②160 万円	・常勤職員 1 人を配置した場合 ・非常勤職員 2 人を配置した場合
		③240 万円	・常勤職員 1 人及び非常勤職員 1 人を配置 した場合 ・非常勤職員 3 人を配置した場合
		④320 万円	・常勤職員 2 人を配置した場合 ・常勤職員 1 人及び非常勤職員 2 人を配置 した場合 ・非常勤職員 4 人を配置した場合

#### ウ 地域包括支援センターの機能強化について

専任職員の配置により下記の予定金額を支払う。

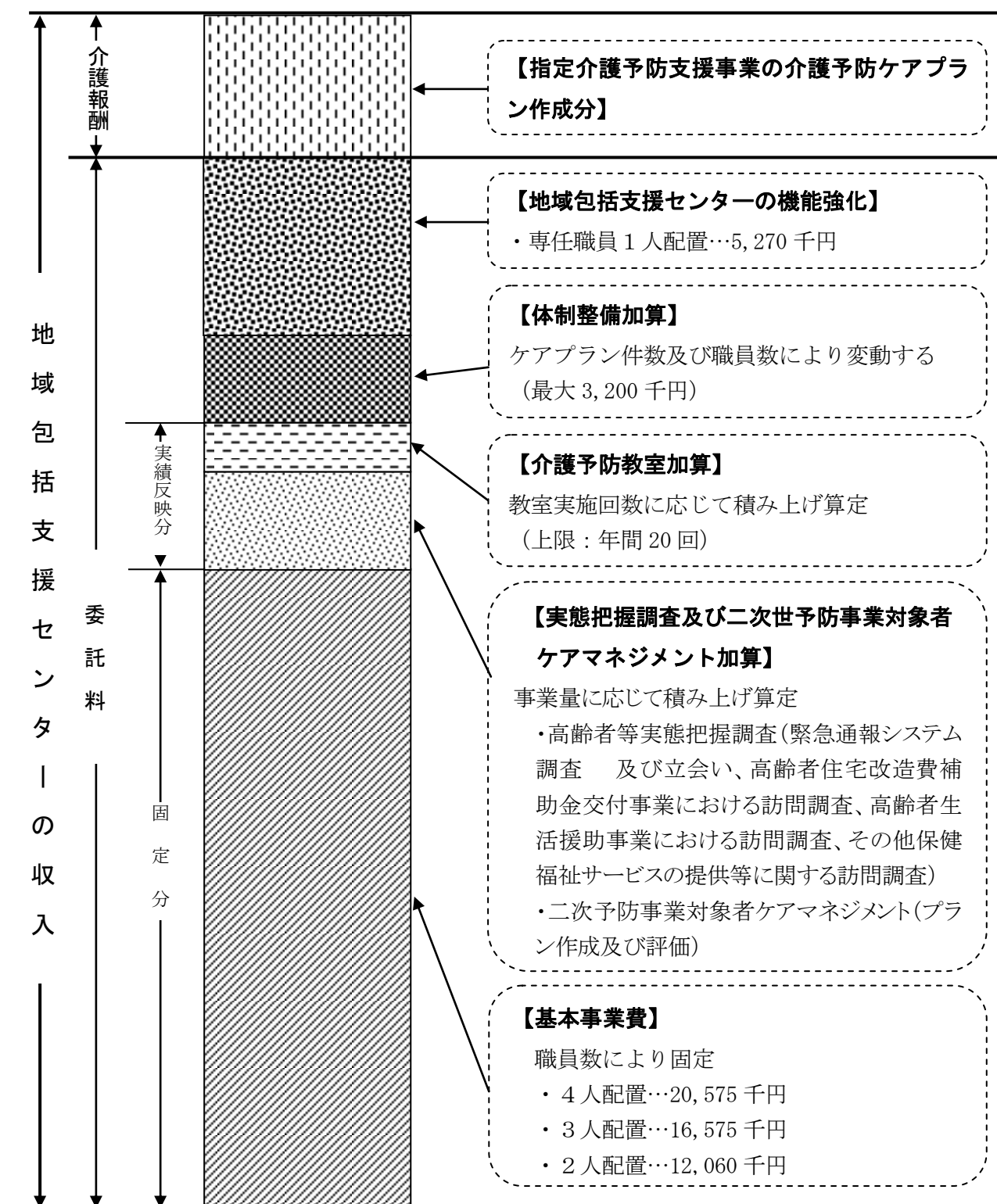
1 人配置…5,270 千円

#### 2 指定介護予防支援事業者としての報酬

要支援 1 及び要支援 2 の方に対して介護予防支援を行った場合、介護報酬として 430 単位/月 (約 4,400 円) が算定される。また、新規に介護予防支援を行った初回加算として 300 単位 (約 3,100 円) が算定される。

(1 年を通して継続的に支援を行った場合、1 人あたり 4,400 円×12 か月=52,800 円算定される。)

地域包括支援センター設置運営における収入イメージ図



基本事業費に関して、平成 27 年度以降、本市の地域包括支援センターに配置を義務付ける職員数は、平成 26 年度と同様に 3 職種 3 名で、基本事業費は 16,575 千円となる。

なお、高齢者人口等を考慮して仙台市が別途定めるセンターは、7 センターとなる。(4 人配置:6 センター、2 人配置:1 センター)